

04 静子幼保第 4013-3 号
令和 5 年 3 月 30 日

保 護 者 様

静岡市子ども未来局
幼保支援課長

令和 5 年 4 月以降における新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の取扱い
について（通知）

日頃より、本市の幼児教育・保育行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の取扱いについては、令和 2 年の感染拡大期において、国が新型コロナウイルス感染症に限定した保育料の減免制度を新たに設けたことにより、本市においても国の制度に基づき保育料の減免措置を実施してまいりました。

今般、国から、令和 5 年 4 月以降は新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の減免措置を廃止する旨が通知されたことを受け、本市においても同様に保育料の減免措置が廃止となりますのでお知らせいたします。

記

1 保育料の減免措置について

令和 5 年 3 月分保育料まで実施

- ※ 令和 5 年 3 月 31 日までは、引き続き保育料の減免措置を実施します。減免措置は、お通りの園からの実績報告により実施します。（保護者様の手続きは不要です。）
- ※ 令和 5 年 4 月 1 日以降については、お子さんが新型コロナウイルス感染症に伴う陽性または濃厚接触者となったことに伴う保育料の減免措置はありません。

2 給食費の取扱いについて

給食費については、お通りの園にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

静岡市子ども未来局幼保支援課

システム係

電話：054-354-2630